



第6回

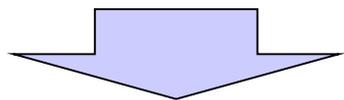
東海村公共下水道事業審議会

平成28年 7月25日

東海村建設農政部下水道課

東海村汚水処理計画の見直し

- ・少子高齢化や人口減少
- ・地方財政状況の悪化



下水道計画の長期的な経営基盤の強化と維持管理を含めた計画的な下水道整備

答申

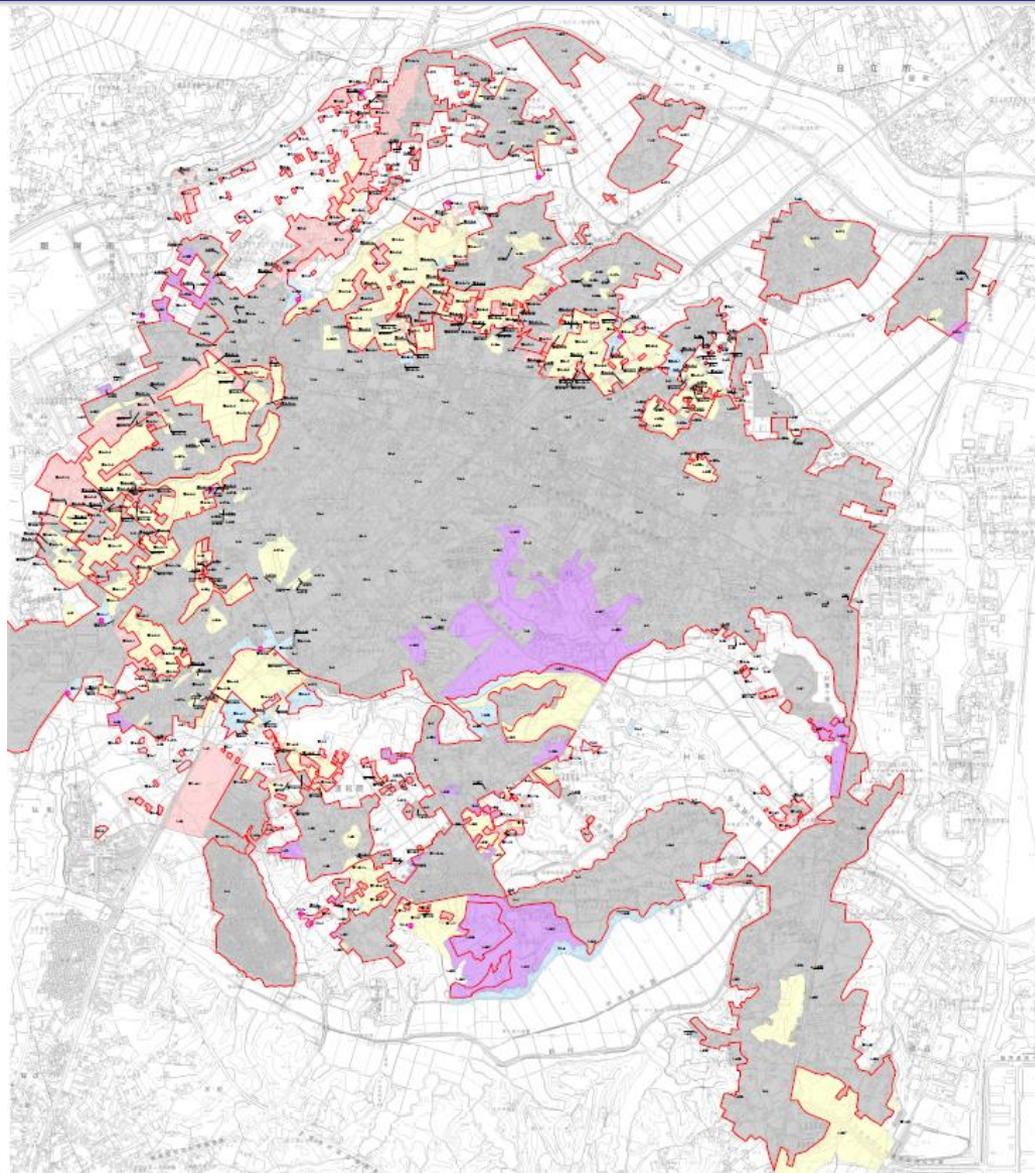
費用対効果も含めた公共下水道と合併浄化槽を併用した汚水処理計画の見直しが必要

東海村汚水処理計画の見直し

凡例

(M) : マンホールポンプ

-  : 集合処理区域 (下水道にて処理)
-  : 個別処理区域 (合併浄化槽にて処理)
-  : 先取り区域 (下水道にて処理)
-  : 削除候補区域 (合併浄化槽にて処理)
-  : 下水道整備済区域
-  : 認可区域



対象住民への周知について

住民説明会の実施

【開催日時】

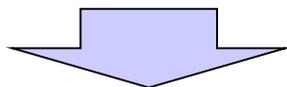
平成27年11月11日(水) 川根地区

平成27年11月12日(木) 竹瓦地区

平成27年11月18日(水)・19日(木)・22日(日) その他地区

【出席状況】

210世帯中 出席 69世帯(電話連絡等 4世帯) 73件には説明済。



欠席した137世帯を個別に訪問し、内容説明の実施
(H28. 4~6月)

合併浄化槽対象区域内の状況

浄化槽エリアにある世帯数と浄化槽・汲み取り世帯の状況

地区 説明会	竹瓦(12世帯)		川根(43世帯)		その他地区(155世帯)		合計
	出席	欠席	出席	欠席	出席	欠席	
対象世帯	8	4	24	19	41	114	210
合併浄化槽	3	3	8	5	22	76	117
単独浄化槽	3	1	3	4	12	13	36
汲み取り	2	0	13	10	7	25	57

調査後

地区 説明会	竹瓦(13世帯)※1		川根(44世帯)※2		その他地区(155世帯)		合計
	出席	欠席	出席	欠席	出席	欠席	
対象世帯	8	5	24	20	41	114	212
合併浄化槽	3	4	8	5	22	81	123
単独浄化槽	3	1	3	4	11	18	40
汲み取り	2	0	13	11	8	15	49

※1 リフォーム中のため連絡がとれなかった世帯が合併浄化槽の新設により 1世帯の増。

※2 川根集会所を対象としたため 1世帯の増。

合併浄化槽対象区域内の状況

単独浄化槽・汲み取り世帯の合併浄化槽への切り替え 意向調査結果

種別	地区	3年以内	10年以内	改築・故障時	意思なし	側溝がなく設置できない	高齢で設置できない	金銭面において設置が難しい	検討対象外(空き家等)	不在等で未回答	合計
単独浄化槽	竹瓦	2	0	0	0	0	1	0	0	1	4
	川根	0	3	0	0	0	1	0	1	2	7
	その他	10	7	4	0	3	4	0	1	0	29
汲み取り	竹瓦	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	川根	3	7	1	※1 1	0	4	4	0	4	24
	その他	4	6	4	※2 1	0	1	0	7	0	23
合計		21	23	9	2	3	11	4	9	7	89

※1 隣接地に息子が住んでいるため

※2 生活保護の方に住まいを貸している状況のため

諮問 1.

東海村合併処理浄化槽

整備事業について

合併浄化槽設置の必要性

汚水処理設備の未設置(単独浄化槽, 汲み取り)による
住宅からの汚水が発生 ⇒ 公共水域の水質を悪化

◎ 合併浄化槽の早期設置が急務



合併浄化槽設置の整備手法

■ 「個人設置型」

□ 個人(住民)が浄化槽を設置して、維持管理を行う。

※ 設置工事費における個人の負担額が大きい。

※ 維持管理を個人に委ねるため、適正な維持管理の確保が難しい。

■ 「市町村設置型」

□ 市町村が主体となり浄化槽を設置し、維持管理を行う。

※ 浄化槽の整備を推進し、適正な維持管理を確保する。

※ **市町村の財政負担が増大する傾向にある。**

合併浄化槽整備事業の費用

■ 村設置型事業と個人設置型事業の費用の比較

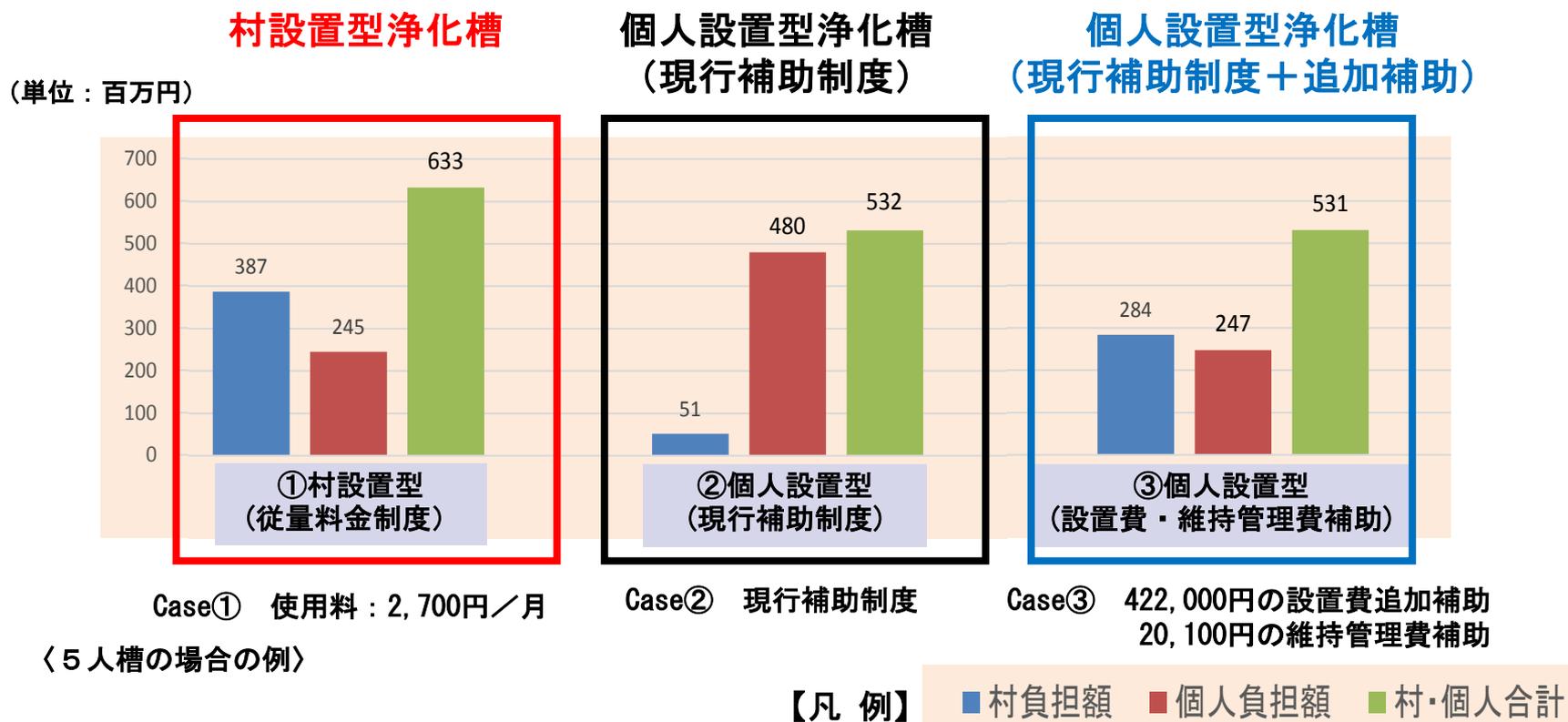


図 35年間の総負担額の比較（新設140基、既設76基）

諮問 2.

東海村合併処理浄化槽補助額

○設置工事費の追加補助

について

合併浄化槽の整備補助

東海村浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共水域の水質汚濁防止や環境衛生の向上を図り、生活環境を保全するため、浄化槽を設置する方に補助金を交付。

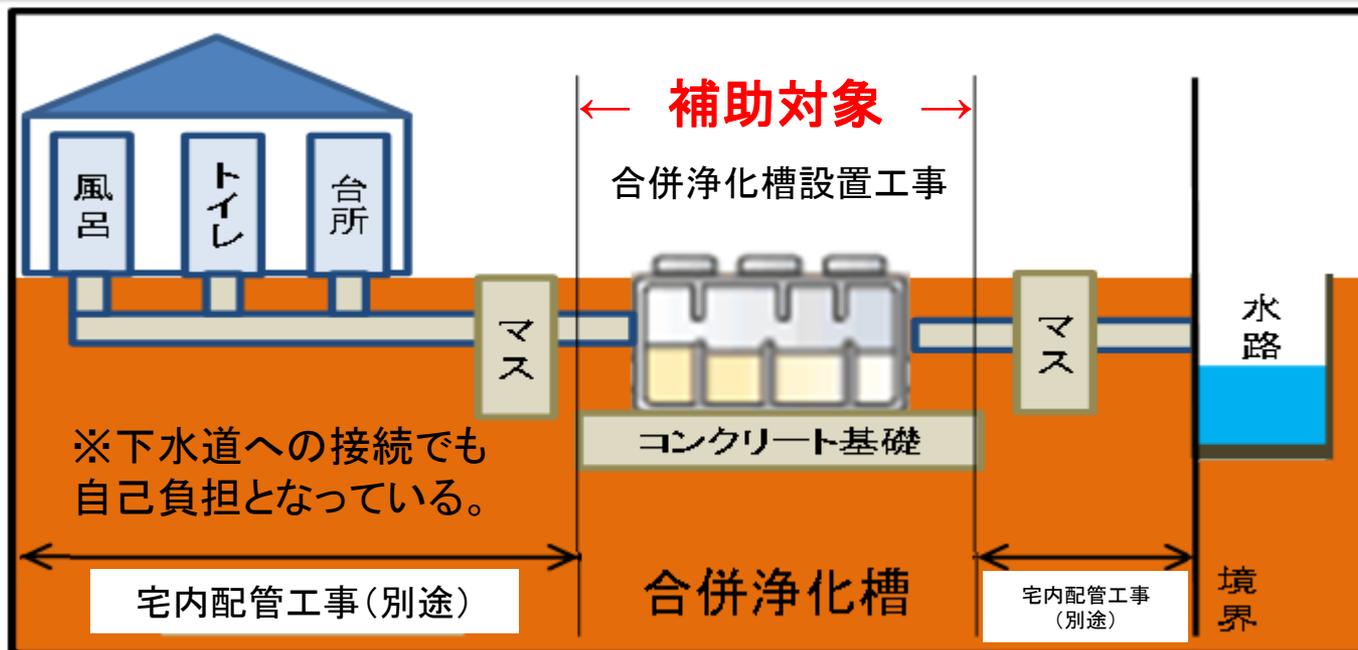
【補助金額】

- ▽ 5人槽 … 332,000円 (国・県: 198,000円, 村: 134,000円)
- ▽ 7人槽 … 414,000円 (国・県: 240,000円, 村: 174,000円)
- ▽ 10人槽 … 548,000円 (国・県: 319,000円, 村: 229,000円)

※公共下水道事業計画区域外に設置する方に限る。

◎合併浄化槽への転換を促すため、単独浄化槽もしくは汲み取りから転換する場合には、**補助額を増額**

合併浄化槽の設置費用



合併浄化槽設置工事単価

人槽	設置工事単価	備考
5人槽	837,000円	環境省基準額
7人槽	1,043,000円	〃
10人槽	1,375,000円	〃

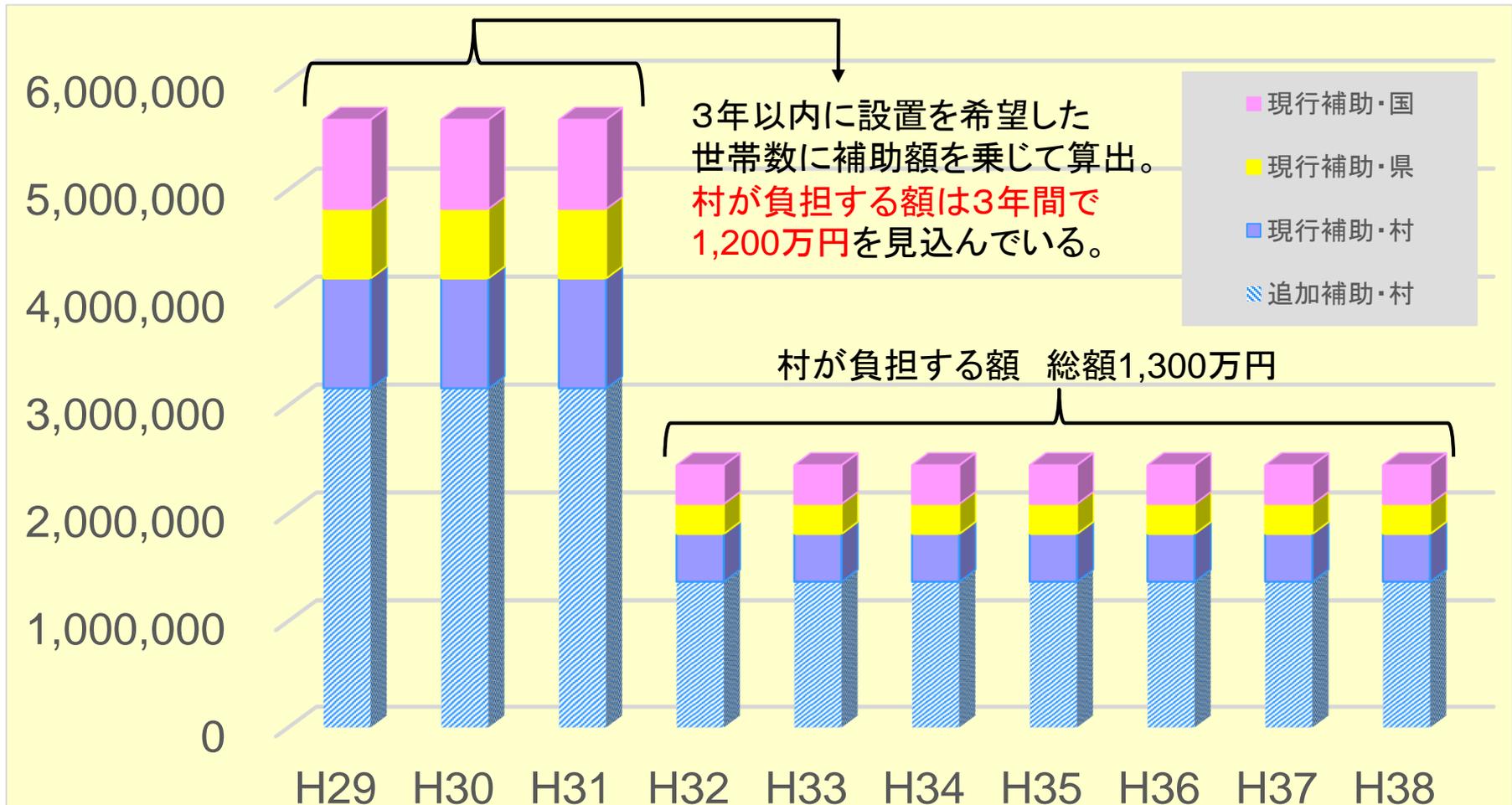
合併浄化槽設置費用の補助

設置工事費追加補助（個人負担が1割となるように追加補助）

人槽区分	浄化槽設置費 ①	現行補助額 ②	個人負担額 ③	設置工事費 追加補助額 (①-②-③)
5人槽	837,000円	332,000円	83,000円	<u>422,000円</u>
7人槽	1,043,000円	414,000円	104,000円	<u>525,000円</u>
10人槽	1,375,000円	548,000円	137,000円	<u>690,000円</u>

合併浄化槽設置補助の予算

年度別設置工事費補助 予算額 → 10年間で2,500万円



合併浄化槽設置補助の運用ルール

設置工事費

・ 設置工事費 追加補助の期間 **10年**

・ 単独浄化槽もしくは汲み取りから転換する場合に、設置工事費を追加で補助する。

・ 新築によるものは、補助対象外。

追加補助

・ 事務所や店舗は、補助対象外。

・ 10人槽以上の場合は、補助額を10人槽の額を限度とする。

・ 申請者は、現に合併浄化槽を管理している者（法人を除く。）とする。

諮問 2.

東海村合併処理浄化槽補助額

○維持管理費補助

について

合併浄化槽の維持管理について

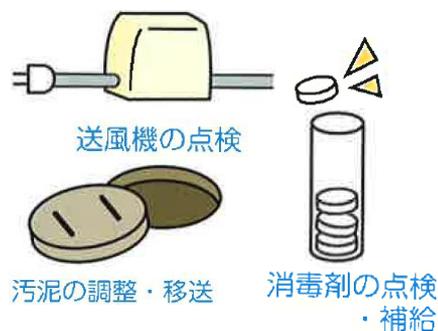
維持管理費用

項目	期間	費用
保守点検	4か月に1回以上	年 20,000円程度
清掃	毎年1回	1回18,000円程度
法定検査(11条)	毎年1回	4,500円

※ 家庭用浄化槽の場合

※ 保守点検・清掃費用は業者ごとに変動します。

保守点検



清掃

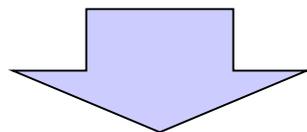


法定検査(11条)



合併浄化槽の維持管理について

- ・ 個人の費用負担の軽減
- ・ 合併浄化槽の適切な維持管理を促す



◎ 維持管理費の補助の新設

* 浄化槽一括契約(保守点検・清掃・法定検査)が条件

合併浄化槽維持管理費の補助

維持管理費補助

(維持管理費のうち、平均下水道使用料金との差額を全額補助)

(円)

人槽別	清掃費	保守 点検費	法定 検査費	機器 補修費	①合計	平均下水道使用料金		維持管理費補助
						月額	②年間使用料	③差額(①-②)
5人槽	20,000	20,000	4,500	8,000	52,500	2,700	32,400	<u>20,100</u>
6人槽	23,000	20,000	4,500	8,500	56,000	2,700	32,400	<u>23,600</u>
7人槽	26,000	20,000	4,500	9,000	59,500	2,700	32,400	<u>27,100</u>
8人槽	29,000	20,000	4,500	9,300	62,800	2,700	32,400	<u>30,400</u>
9人槽	31,000	20,000	4,500	9,600	65,100	2,700	32,400	<u>32,700</u>
10人槽	34,000	20,000	4,500	10,000	68,500	2,700	32,400	<u>36,100</u>

合併浄化槽設置世帯の種別について

合併浄化槽 設置済み世帯の住宅種別

(世帯)

	居宅	居宅兼店舗	店舗 事務所等	賃貸住宅	2世帯が1つの 浄化槽で処理	不在等	合計
合併浄化槽 設置済み世帯	99	4	6	3	1	10	123



合併浄化槽 維持管理費 補助対象世帯の人槽別

	居宅		居宅兼店舗	
	5人槽	40	8人槽	1
6人槽	3	10人槽	1	
7人槽	42	14人槽	2	
8人槽	4	合計	4	
9人槽	0			
10人槽	7			
10人槽以上	1			
不明	2			
合計	99			

維持管理費の予算について

維持管理費補助の年間予算

	維持管理費補助 (円)	世帯数	合計 (円)
5人槽	20,100	40	804,000
6人槽	23,600	3	70,800
7人槽	27,100	44	1,192,400
8人槽	30,400	5	152,000
9人槽	32,700	0	0
10人槽	36,100	11	397,100
合計		103	2,616,300

※不明世帯においては住宅の状況から判断し、7人槽とする。

浄化槽一括契約システムについて

浄化槽一括契約システム

～平成22年4月からスタート～

浄化槽一括契約のメリット

- 1 個々におこなっていた、保守点検・清掃・法定検査が**同時に契約**できます。
- 2 **年間の費用が明確**になり、安心して浄化槽をご使用いただけます。
- 3 **保守点検・清掃が確実に**実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な管理が行えます。
- 4 保守点検業者と清掃業者の**連携を可能**にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。



維持管理費の申請方法について

【申請書】

【添付資料】

- 一括契約書の写し
- 領収書の写し
- 納税証明書
- 保守点検, 法定点検の結果の写し
(整備不良の場合・・・改善計画書または完了証)

維持管理費の運用ルール

維持管理費

- ・ 維持管理費 補助の期間 **10年**
 - ・ 居宅, 居宅兼店舗に限る。
↳ 居宅部分が1/2以上であること
→ **事務所や店舗は, 補助対象外。**
 - ・ 10人槽以上の場合は, 補助額を10人槽の額を限度とする。
- 平成29年4月時点ですでに契約している場合は, 月割りとする。

今後の課題について

- ・側溝がないため、処理水を流せない世帯の対応について
- ・宅内配管工事の費用補助について
- ・下水道区域内だったため、補助を受けられなかった世帯の対応について
- ・合併浄化槽の劣化等により、新規の合併浄化槽を設置する場合の補助について